

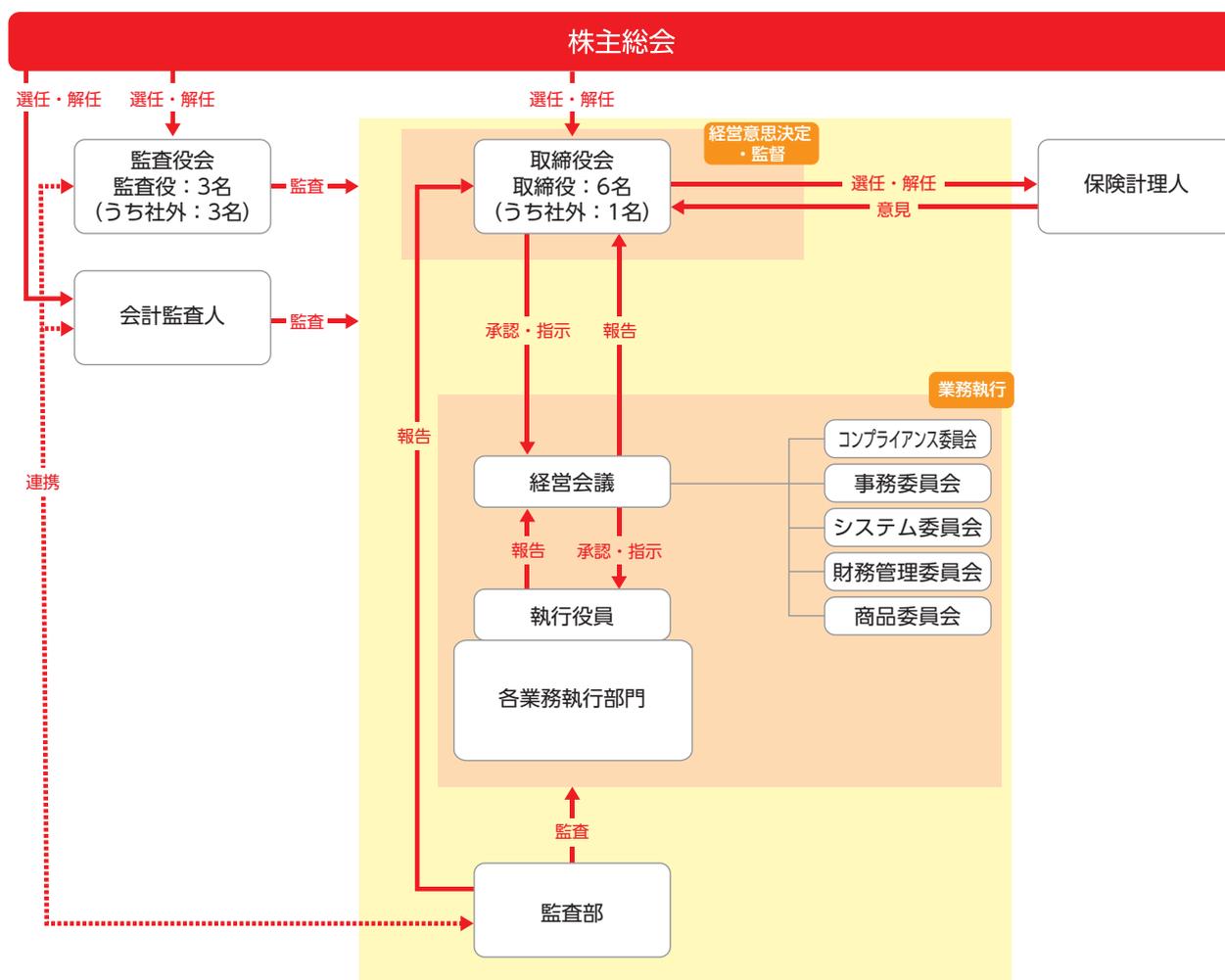
コーポレートガバナンス体制

基本的な考え方

当社は“健全かつ安定した事業運営”、“保険契約者さまの保護”、“お客さまの利便性向上”および“透明性のある経営”を軸とし、これらを推進する経営体制を構築し、当社の企業価値向上に努めています。

コーポレートガバナンス体制図

(2016年7月1日現在)



内部統制システムの構築

① 取締役、執行役員および使用人の職務遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人（以下、「役職員」といいます。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために必要な体制を以下の通り整備しております。

- a. 取締役会および経営会議における取締役・執行役員の職務執行の状況報告を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認しております。
また、経営会議の下部機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守態勢の全般的統制・管理を行っております。
- b. コンプライアンス委員会においては、コンプライアンス課題への対応の具体的実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定めるとともに、その進捗を管理するためにコンプライアンスに関する統括部署を設置しております。
- c. 内部監査部門として執行部門から独立した「監査部」を設置し、定期的な内部監査を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について実査および評価を行っております。内部監査結果については、取締役会等への報告ならびにコンプライアンス委員会への連携を行っております。
- d. コンプライアンス推進部門が専用通報相談窓口を設置し、法令遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む）には、公益通報者保護法に基づく通報を行うことが可能な体制を整備しております。
- e. 反社会的勢力とは一切の関係遮断に取り組むこととし、コンプライアンス委員会で対応体制を整備し、社内啓蒙の推進等を行うとともに、外部専門機関とも連携して毅然たる対応を行っております。

② 取締役、執行役員の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 社内規程を定め、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を保存および管理の徹底を図っております。
- b. 取締役および監査役は、これらの記録を常時閲覧できるものとしております。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- a. 取締役会で適切なリスクマネジメントを行うため、リ

スク管理規程を定め、各種リスクについて常に把握できる体制を整備しております。

- b. リスク管理の状況については「監査部」の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告等を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために毎月1回以上の取締役会を開催し、迅速な意思決定を行うため、必要に応じ、臨時取締役会および電子による取締役会を開催し、重要な決定を行っております。
- b. 社内規程、職務権限、意思決定ルール等を定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

- a. 取締役会の他、毎月2回以上経営会議を開催し、両会議へ業務の進捗状況を報告することにより、業務の適正を確保しております。
- b. 「監査部」の内部監査により業務の実施状況の検証、是正勧告等を行っております。

⑥ 役職員が監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する体制

- a. 役職員は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項が生じたときは速やかに報告しております。
- b. 報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定しております。
- c. 監査役は必要に応じて、役職員に対して報告を求める体制としております。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催しております。
- b. 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、業務執行における状況を把握しております。
- c. 役職員は、監査役からの調査又はヒアリング依頼に対し、協力する態勢をとっております。

コンプライアンスの推進

コンプライアンス体制について

コンプライアンス基本方針

当社は、全ての活動の原点を社会的な信頼に置き、「公共性の高い事業を営む損害保険会社」として、コンプライアンスを経営上の最重要事項の1つと位置づけて取り組んでいます。当社の役員は、コンプライアンスが当社の信頼の維持、業務の健全性および適切性の確保のために必要不可欠であることを認識し、自ら率先してコンプライアンスを推進しており、役員は当社の経営方針に基づき、コンプライアンスを実践しております。

コンプライアンス推進態勢

当社は、会社全体としてコンプライアンスの推進および徹底を図るため、コンプライアンスに関する重要事項を検討・審議することを目的とした代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンスの推進に関する実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を取締役会において毎年度策定し、推進状況を適宜点検し、適切な運営を確保しております。

また、コンプライアンス推進部門として、コンプライアンス・リスク管理部を設置しており、「コンプライアンス・マニュアル」の策定やコンプライアンス研修の実施、社内における業務執行時の適法性のチェック（リーガルチェック）を実施することで、コンプライアンスの推進を行っております。

さらに、コンプライアンスの推進・啓蒙・遵守状況の確認等を担う責任者として、各部門長を「コンプライアンス・オフィサー」として配置しており、この役割を補助する「コンプライアンス・オフィサー補佐」を配置することで各部門の実態に合わせたコンプライアンス推進活動を行うことができるだけでなく、万一、法令等の違反行為または法令等の違反のおそれがあった場合には、社内での早期発見、迅速な是正等が行える態勢を構築しております。

●コンプライアンス委員会

コンプライアンスに関する重要事項を検討・審議することを目的としたコンプライアンス委員会を定期的に開催し、本委員会において法令等遵守態勢等の分析を行い、それに基づく対応を検討・実施することで適切な運営を確保しております。

●コンプライアンス・マニュアル

全役職員へのコンプライアンス推進を目的として、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し配布しています。また、コンプライアンスに対する意識向上のため、コンプライアンス研修等を定期的に行うことで、周知徹底を図ってまいります。

●コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスの推進に関する実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、コンプライアンスの取り組み状況について適宜点検し、コンプライアンス委員会および取締役会に報告をすることで適切な運営を確保しております。

●コンプライアンス推進会議

定期的にコンプライアンス・オフィサーまたはコンプライアンス・オフィサー補佐が中心となって、コンプライアンス推進会議を開催しています。本会議は、各部門からの独立性を確保しつつ、コンプライアンス・リスク管理部と連携したうえで、「全社的なコンプライアンス情報の共有と各部門における周知」および「各部門におけるコンプライアンス推進上の課題の共有と対策の検討」を行っております。

●内部通報制度

全役職員が、組織的または個人的なコンプライアンス違反を直接相談・通報する「内部通報制度」を構築しています。本制度により、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図ることで、コンプライアンス推進態勢を強化しております。

社内・社外の監査・検査態勢

当社では、内部監査部門として、社内の各部門から独立した組織である「監査部」を設置し、内部監査を実施しています。内部監査は、取締役会において決定された「内部監査方針」「内部監査計画」に基づき、すべての部門を対象に実施されます。

社内の監査態勢(内部監査)

1. 内部監査の目的

内部監査は、会社の業務が法令・社内規程等のルールに則って実施されているかなど、法令等遵守態勢を含む内部管理態勢の適切性・有効性・効率性について、他の部門からの干渉を受けることなく検証・評価し、課題の改善に向けて指摘・提言を行います。

それにより、当社業務の健全かつ適切な運営を確保し、お客さまをはじめとする社会の信頼を得られる企業であり続けることを目的としています。

2. 内部監査の対象および概要

内部監査は、営業部門、損害サービス部門、本社部門など、すべての部門における業務活動を対象に実施されます。

内部監査の実施に際しては、取締役会が決定した「内部監査規程」に基づき、法令等遵守態勢、情報管理態勢、保険募集管理態勢、保険金等支払管理態勢等について、各部門の責任者や担当者に対するヒアリングおよび現物監査を実施し、その実効性の確保に努めています。

また、社内の部門だけでなく、当社代理店および外部委託先企業に対しても監査を実施しています。

代理店については、保険募集の適切性を確保するため、当社代理店に直接訪問し、保険募集人に対するヒアリングおよび現物監査を実施しています。

外部委託先企業についても、当社業務の委託先に直接訪問し、当社のお客さま等に関する情報管理が適切に行われているか、委託業務が委託契約に従って的確に遂行されているか等について監査を実施しています。

3. 内部監査の結果

内部監査実施後、監査対象部門に対し監査結果を通知し、是正・改善計画の提出を求めます。その後、是正改善状況の進捗についてフォローアップ監査を行い、内部監査の実効性確保に努めています。

また、内部監査結果は定期的にと取締役会に報告しています。

社外の監査・検査態勢

当社では、新日本有限責任監査法人による会社法に基づく法定監査を受けています。

また、保険業法の定めにより、保険会社を監督する金融庁検査局および財務省財務局の検査を受けることになっています。

リスク管理体制について

当社は、高い社会性・公共性を有する損害保険会社として、ペット保険の募集ならびに保険金支払等のサービスの提供を通じ、お客さまや株主さまの期待と信頼に応えることにより、経営の健全性・安定性を維持しつつ、永続的に発展していくことを目標としています。その目標実現のため、直面するリスクを的確に把握し、これらを適切に管理することが必要となります。また、その取り組み推進にあたっては実効性のあるリスク管理態勢を構築・維持することが不可欠であると認識しています。

【リスクの的確な把握と的確な管理】

当社が抱えているリスクは、「保険引受リスク」「事務リスク」「システムリスク」等であり、これらのリスクの中には経営に重大な影響を及ぼす危険性を持つものもあります。経営の健全性・安定性を確保するため、以下のことを全社的に取り組むことで、統合的リスク管理を行っています。

1. リスクの的確な把握
2. 把握したリスクの分析
3. 戦略目標を踏まえたリスク管理態勢の構築
4. 収益部門と分離されたリスク管理部門の設置
5. 適正な管理態勢の整備・維持

当社では重点的に取り組んでいるリスクを「コア・リスク」として位置付けていますが、例えば「コア・リスク」には以下のリスクが含まれます。

「保険引受リスク」

経済情勢や保険事故の発生率が保険料設定時の予測に反して変動すること等により、損失を被るリスク

「事務リスク」

当社の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当社またはお客さま等が損失を被るリスク

「システムリスク」

システムダウンまたは誤作動、セキュリティ対策の不備等が原因となって、当社またはお客さま等が損失を被るリスク

【実効性のあるリスク管理態勢の整備】

当社は、リスク管理重視の事業運営を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、「リスク管理規程」を取締役会で定め、リスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

具体的には、取締役会、経営会議および各委員会において社内規程やマニュアル、リスク管理手法、経営層を含むリスク管理体制等、内部管理全般にわたり適宜見直しを行っています。各種のリスク管理は第一義的には各々のリスクに係わる業務を所管する部門において、リスクの把握・分析・評価および管理を実施します。コンプライアンス・リスク管理部は各種リスク管理状況のモニタリングや経営陣への報告を行います。さらに、こうしたリスク管理の実効性について、内部監査部門が検証を行っています。

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。

この確認は、関係法令のほか社団法人 日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に基づき行っています。

なお、当社では、第三分野保険を取り扱っていないため、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストの実施対象はありません。

当社は、お客さまの氏名・住所・契約内容等の情報について、業務上必要な範囲内において、適法で公正な方法により取得しています。それらの情報については、保険契約の引受、管理、保険金の支払い、お客さまのニーズにあった保険商品およびサービスのご案内等のために利用しています。

また、当社では「個人情報の保護に関する法律」および関連ガイドライン等に則り、社内規程等を整備し、社内および代理店の教育、また適宜モニタリングを行うことで、個人情報の管理の徹底に取り組んでいます。

なお、お客さまの個人情報の取扱いについては、以下のとおりプライバシー・ポリシーを定め、当社ホームページ (<http://www.ipet-ins.com/policies/privacypolicy.html>) にて公表しております。

プライバシー・ポリシー (個人情報保護に対する基本方針)

1.個人情報に対する基本姿勢

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険事業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って適切な処置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

2.個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、個人情報の保護に関する法律に従い公正な手段により個人情報を取得します。当社では、主に保険契約の申込書、取引書類、保険金請求書、アンケートなどにより個人情報を取得します。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがきなどで個人情報を取得する場合のほか、各種お問合せ、ご相談等に際して、内容を正確にするため、通話の録音などにより個人情報を取得することがあります。

3.個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、以下の目的および下記6.「個人データの共同利用」に掲げる目的を達成するために必要な範囲内でのみ利用しそれ以外の目的には利用しま

せん。利用目的はホームページで公表するほか、申込書・パンフレット等に記載します。また、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等に公表します。

- (1) 損害保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供（保険契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務、損害調査業務等）を行うため
- (2) 当社グループ会社・提携先企業会社・当社代理店の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミナー等に関する情報の案内のため
- (3) 他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (4) 市場調査ならびにデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発のため
- (5) 当社社員の採用、当社代理店の新設および維持・管理のため
- (6) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求のため
- (7) お問合せ・依頼等への対応のため
- (8) その他お客さまとのお取引引きを適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

4.個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲で外部の情報処理業者、当社代理店、動物病院等の業務委託先に提供する場合
- (3) 当社のグループ会社等との間で共同利用を行う場合
- (4) 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合
- (3) および(4)については、下記6.「個人データの共同利用」をご覧ください。

5.個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託します。

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる業務
- (3) 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務

6.個人データの共同利用

当社は当社のグループ会社等との間で、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、ならびに当社を連結子会社としている株式会社ドリームインキュベータによる子会社の経営管理のために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

- (1) 個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容
- (2) 管理責任者：アイペット損害保険株式会社

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、当社では、当社代理店の適切な監督や当社の社員採用等のために、損害保険会社との間で、当社代理店等の従業者に関する個人データを共同利用します。また、当社代理店への委託等のために一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に関する個人データを共同利用します。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) をご覧ください。

7.センシティブ情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下「センシティブ情報」といいます。）を次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続きを伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令等に基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8.個人データの安全管理

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データ安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。安全管理措置に関するご質問については、下記お問合せ窓口までご連絡ください。

9.保有個人データ等に関するお問合せ窓口

ご契約内容に関するご照会、当社の個人情報の取扱いや保有個人データに関する事項の通知・開示・訂正・利用停止等に関するご照会については、下記の【お問合せ先】までお問合せください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。また、当社の保有個人データに関する事項については、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

【お問合せ先】

コンタクトセンターお客さま総合ダイヤル
フリーコール：0800-919-1525
受付時間：月曜日～金曜日 10:00～18:00
(土曜・日曜・祝休日・年末年始についてはお休みさせていただきます。)

10.認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問合せ先>

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)
所在地 〒101-0063
東京都千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス7階
電話 03-3255-1470
(受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)
ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>

反社会的勢力への対応

当社では、反社会的勢力と一切の関わりを持たないことが公共性の高い事業を営む損害保険会社として重要であると考えており、以下に掲げる反社会的勢力に対する基本方針を取締役会で決定し、反社会的勢力に対する態勢整備と毅然とした対応に努めています。

(反社会的勢力に対する基本方針)

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するために、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、適切な対応を図るとともにこれを遵守します。

1. 当社は、本方針に従い社内規則を設けて、担当者や担当部署だけに任せずに、代表取締役等の経営トップ以下、組織全体として反社会的勢力に対応する。
2. 反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当要求を断固拒否するとともに、取引関係（提携先を通じた取引を含む）を含めて一切の関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し適切かつ健全な業務の遂行を確保する。
3. 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜提供は行わない。
4. 反社会的勢力による不当請求等がなされた場合には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しない。
5. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図る。
6. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、対応する役職員の安全を最優先に確保するとともに、迅速な問題解決に努める。

利益相反取引等の管理

当社では、当社等が行う取引に伴いお客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反に関する方針を定め、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護することに努めています。

(利益相反管理基本方針の概要)

1. 利益相反のおそれのある取引
「利益相反のおそれのある取引」とは、当社または当社のグループ金融機関が行う業務（保険会社が保険業法上行う業務に限ります。）のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引をいいます。なお、当社は以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引
 - (2) お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引
2. 管理の方法
当社は利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法およびその他の方法を選択、または組み

合わせることにより管理を行います。

- (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する。
- (2) 対象取引またはお客さまとの取引条件等を変更または中止する。
- (3) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることを、お客さまに適切に開示する。

3. 管理体制

当社はコンプライアンス・リスク管理部を利益相反管理統括部門として設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理にかかる教育・研修を行います。また、従業員は利益相反のおそれのある取引を発見・認識した場合、速やかに利益相反管理統括部門へ報告するように徹底しています。さらに、内部監査部門は、利益相反管理統括部門をはじめ、利益相反管理に係わる人的構成および業務運営体制について定期的に検証しています。